

随意契約締結情報

当社が令和6年2月に締結した100万円を超える契約のうち、
日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契 約 名 称	契 約 締 結 日	契 約 の 相 手 方	契 約 金 額	契 約 理 由
1	令和5年度ダイレクトメール資 材作成及び発送業務	令和6年2月7日	ダイオーミウラ株式会社	4,034,740円	契約の性質又は目的が競 争を許さない場合